資料２－１

新しいタイプの商標の登録要件について

I.　経緯

第１９回商標制度小委員会（平成２０年６月）において、新しいタイプの商標の保護を図るための方策について検討を行うため、「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」（以下「新商標ＷＧ」という。）を設置することが決定され、その後新商標ＷＧにおける５回に渡る議論を経て報告書が取りまとめられた（その概要について【参考資料２】参照)。

報告書では、動き、ホログラム、輪郭のない色彩、位置、音の商標は、権利範囲の明確な特定も可能であり、国際的な議論等も踏まえて保護対象に追加することが適切とされる一方、香り・におい、触感、味等の商標は、権利範囲を明確に特定することが困難であるとして保護対象には追加しないことが適切とされた。そのほか、商標及び使用の定義、登録要件、権利範囲の特定方法、商標の類似の範囲、著作権等の他の権利との調整などが検討され、一定の方向性が示された。

第２０回商標制度小委員会（平成２１年１０月）では報告書が報告され、今後は報告書を踏まえて制度の詳細について議論することとされた。

II.　各論

１．　新しいタイプの商標と一商標一出願の原則について【資料２－２】

２．　新しいタイプの商標の識別性について【資料２－３】

３．　新しいタイプの商標の類似について【資料２－４】

４．　新しいタイプの商標とその他の拒絶理由について【資料２－５】

（１）　公益的な音

（２）　特許権、実用新案権、意匠権、著作権との調整

（３）　機能性等